

改 正 案	現 行
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2) 法第260条の9に規定する仮代表者 (3) 法第260条の10に規定する特別代理人 (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人 (登録の申請) 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、市町村又は区において登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。 2 前項の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者が<u>香芝市</u>の住民基本台帳に記録されていないときは、同項の申請書に個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。 (登録) 第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項の規定により</u>作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項又は印鑑登録証明書の印影の写しその他の記載事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2) 法第260条の9に規定する仮代表者 (3) 法第260条の10に規定する特別代理人 (4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人 (登録の申請) 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、市町村又は区において登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。 2 前項の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者が<u>本市</u>の住民基本台帳に記録されていないときは、同項の申請書に個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。 (登録) 第4条 市長は、<u>前条に規定する</u>申請があつたときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項の規定に基づき</u>作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項又は印鑑登録証明書の印影の写しその他の記載事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査した

改 正 案	現 行
後、認可地縁団体印鑑の登録原票（以下「認可地縁団体印鑑登録原票」という。）に登録するものとする。 2 _____認可地縁団体印鑑登録原票には、次_____に掲げる事項を登録するものとする。 （１） 印影 （２） 登録番号 （３） 登録年月日 （４） 認可地縁団体の名称 （５） 認可地縁団体の事務所の所在地 （６） 認可地縁団体の認可年月日 （７） 登録資格 （８） 代表者等の氏名 （９） 代表者等の生年月日 （１０） 代表者等の住所 （登録事項の修正） 第６条 市長は、法第260条の２第11項の規定による<u>届出</u>により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項の変更に係るもの（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。 （登録の廃止） 第７条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、当該認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。	後、認可地縁団体印鑑の登録原票（以下「認可地縁団体印鑑登録原票」という。）に登録するものとする。 2 <u>前項の</u>認可地縁団体印鑑登録原票には、次<u>の各号</u>に掲げる事項を登録するものとする。 （１） 印影 （２） 登録番号 （３） 登録年月日 （４） 認可地縁団体の名称 （５） 認可地縁団体の事務所の所在地 （６） 認可地縁団体の認可年月日 （７） 登録資格 （８） 代表者等の氏名 （９） 代表者等の生年月日 （１０） 代表者等の住所 （登録事項の修正） 第６条 市長は、法第260条の２第11項の規定に<u>基づく</u>届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項の変更に係るもの（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。 （登録の廃止） 第７条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「登録者」という。）は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、当該認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。

改 正 案	現 行
2 登録者は、登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに個人印鑑を押印した申請書により、自ら市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請をしなければならない。 3 登録者が<u>香芝市</u>の住民基本台帳に記録されていないときは、前項の申請書に個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。 (登録の抹消) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (1) 登録者の登録資格に変更が生じたとき。 (2) 法第260条の20の規定により<u>認可地縁団体</u>が解散したとき。 (3) 認可地縁団体の名称の変更により、市長が登録する認可地縁団体印鑑として適当でないと認めたとき。 (4) その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべきものと認めたとき。 2 市長は、前項第3号又は第4号<u>の規定</u>により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、その旨を当該登録者に対して通知するものとする。 3 市長は、<u>前条第1項又は第2項の規定による</u>申請があったときは、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請) 第9条 登録者は、登録をされた認可地縁団体印鑑の証明書（以下「認可地縁団体印鑑登録証明書」という。）の交付を受けようと	2 登録者は、登録された認可地縁団体印鑑を亡失したときは、直ちに個人印鑑を押印した申請書により、自ら市長に当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請をしなければならない。 3 登録者が<u>本市</u>の住民基本台帳に記録されていないときは、前項の申請書に個人印鑑の印鑑登録証明書を添付しなければならない。 (登録の抹消) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (1) 登録者の登録資格に変更が生じたとき。 (2) 法第260条の20の規定に<u>基づき</u>認可地縁団体が解散したとき。 (3) 認可地縁団体の名称の変更により、市長が登録する認可地縁団体印鑑として適当でないと認めたとき。 (4) その他市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべきものと認めたとき。 2 市長は、前項第3号又は第4号<u>_____</u>により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、その旨を当該登録者に対して通知するものとする。 3 市長は、<u>前条の_____</u>申請があったときは、当該申請書に記載されている事項等について審査した後、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付の申請) 第9条 登録者は、登録をされた認可地縁団体印鑑の証明書（以下「認可地縁団体印鑑登録証明書」という。）の交付を受けようと

改 正 案	現 行
するときは、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影を照合し、当該申請をした者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。	するときは、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の_____申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、当該申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影を照合し、当該申請をした者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。 （代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト__に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。